

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例が実施に

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、雇用への悪影響が出始めています。

このため、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴い、一時的な休業、教育訓練又は出向を行うことで雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金の特例措置を適用することとなりました。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

【特例措置の内容】

休業等の初日が**令和2年1月24日から令和2年7月23日まで**の場合に、以下の特例措置が適用されます。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
 - ア) 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成
 - イ) 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数まで受給が可能
- ③ 休業等計画届の事後提出が5月31日まで可能
- ④ 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮
- ⑤ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成
- ⑥ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成

【助成内容】

- 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率）
⇒ 大企業：1/2 中小企業：2/3
- 教育訓練を実施したときの加算（額）
⇒ 1人1日当たり1,200円
- 支給限度日数
⇒ 1年間で100日

《注意》

判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となる必要があります。

2. 労務管理の基礎知識

■ 男女雇用機会均等法のポイント

①性別を理由とする差別の禁止

◆配置・昇進・降格・教育訓練等についての性別を理由とする差別の禁止

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るために労働者の性別を理由として退職の勧奨や定年に関して、次のような差別的取扱いをすることを禁止しています。

【退職の勧奨に関して禁止される措置の例】

- ・ 退職の勧奨にあたってその対象を男女のいずれかのみとすること
- ・ 退職の勧奨にあたってその条件を男女で異なるものとする
- ・ 退職の勧奨にあたって能力及び資質の有無等を判断する場合に、その方法や基準について男女で異なる取扱いをすること
- ・ 退職の勧奨にあたって男女のいずれかを優先すること

【定年に関して禁止される措置の例】

- ・ 定年の定めについて男女で異なる取扱いをすること



女性労働者に対してのみ、経営の合理化のための早期退職制度の利用を働きかけることや、定年年齢の引上げを行うに際して、既婚の女性労働者についてのみ、異なる定年を定めることは違法とされます。

3. 所長コラム

■ 新型コロナウイルスⅡ

社 長… のび太君、さすがにこれだけコロナ感染が心配されると、トイレの後の手洗いをしなかった君もきちんと手洗いを励行しているね。

のび太… もちろんですよ！それより、ジャイアンのお母さんが糖尿病で入院しているんですけど、その病院にコロナの感染者が入院してるのに、ジャイアンは毎日見舞いに行ってるそうですよ。

社 長… ジャイアン君は、母親思いだからね。

のび太… でも、毎日お見舞いに行ったらジャイアン・・・、コロナに感染してるんじゃないかって・・・。心配なんですよ、一緒に働くの。

社 長… ん？ジャイアン君は、熱があるとか、咳をしているとか症状があるのかね？

のび太… いいえ。いつも通り元気に歌ってます。けど、心配だからジャイアンを休ませたらどうですか？

社 長… 感染してる疑いもないのにそんな理由で休ませる訳にいかんだろう。そんなに心配ならのび太君、君が休んでもらってもいいよ、好きにだけ。

のび太… え～ん・・・、ドラエモン（泣）



感染者又は濃厚接触者が、近隣にいると分かっただけで、職場でバイ菌扱いされたり、子どもの保育園・幼稚園から登園自粛を求められたりするケースも。誤った情報や認識に基づく不当な差別・偏見・いじめ・SNSでの誹謗中傷等の人権侵害などがあってはなりません。